

# 指定都市制度の概要

**1 政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。**

政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところ。

**2 政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。**

政令指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、(1) 事務配分、(2) 関与、(3) 行政組織、(4) 財政の各面において他の一般市とは異なる特例が定められているところ。

## **(1) 事務配分上の特例**

(例1) 児童福祉に関する事務

児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する県等の事務のほとんど全部を行うことになる。

(例2) 都市計画に関する事務

市街化区域と市街化調整区域との区分（いわゆる「線引き」）に関する都市計画決定等を除き、基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。

(例3) 道路に関する事務

道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。

(例4) 教育に関する事務

県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

## **(2) 関与の特例**

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。

(例) 地方債の協議又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の協議

知事の関与に代えて各大臣の関与となる。

### (3) 行政組織上の特例

指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。

(例) 区の設定

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

### (4) 財政上の特例

財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の増額等の措置がなされている。

## 3 平成22年4月1日現在、指定都市として19市が指定。

| 都 市     | 人 口      |             | 移行年月日     | 指定政令 ※3      |
|---------|----------|-------------|-----------|--------------|
|         | 指定時人口 ※1 | ※2          |           |              |
| 大 阪 市   | 2, 5 4 7 | 2, 628, 811 | 昭和31年9月1日 | 昭和31年政令第254号 |
| 名 古 屋 市 | 1, 3 3 7 | 2, 215, 062 | 昭和31年9月1日 |              |
| 京 都 市   | 1, 2 0 4 | 1, 474, 811 | 昭和31年9月1日 |              |
| 横 浜 市   | 1, 1 4 4 | 3, 579, 628 | 昭和31年9月1日 |              |
| 神 戸 市   | 9 7 9    | 1, 525, 393 | 昭和31年9月1日 |              |
| 北 九 州 市 | 1, 0 4 2 | 993, 525    | 昭和38年4月1日 | 昭和38年政令第10号  |
| 札 幌 市   | 1, 0 1 0 | 1, 880, 863 | 昭和47年4月1日 | 昭和46年政令第276号 |
| 川 崎 市   | 9 7 3    | 1, 327, 011 | 昭和47年4月1日 |              |
| 福 岡 市   | 8 5 3    | 1, 401, 279 | 昭和47年4月1日 |              |
| 広 島 市   | 8 5 3    | 1, 154, 391 | 昭和55年4月1日 | 昭和54年政令第237号 |
| 仙 台 市   | 8 5 7    | 1, 025, 098 | 平成元年4月1日  | 昭和63年政令第261号 |
| 千 葉 市   | 8 2 9    | 924, 319    | 平成4年4月1日  | 平成3年政令第324号  |
| さいたま市   | 1, 0 2 4 | 1, 176, 314 | 平成15年4月1日 | 平成14年政令第319号 |
| 静 岡 市   | 7 0 7    | 713, 723    | 平成17年4月1日 | 平成16年政令第322号 |
| 堺 市     | 8 3 0    | 830, 966    | 平成18年4月1日 | 平成17年政令第323号 |
| 新 潟 市   | 8 1 4    | 813, 847    | 平成19年4月1日 | 平成18年政令第338号 |
| 浜 松 市   | 8 0 4    | 804, 032    | 平成19年4月1日 |              |
| 岡 山 市   | 6 9 6    | 696, 172    | 平成21年4月1日 | 平成20年政令第315号 |
| 相 模 原 市 | 7 0 2    | 701, 630    | 平成22年4月1日 | 平成21年政令第251号 |

※1 指定時人口（単位：千人）は、

五大市 昭30.10  
北九州市 昭40.10  
札幌市・川崎市・福岡市 昭45.10  
広島市 昭50.10  
仙台市 昭60.10  
千葉市 平2.10  
さいたま市・静岡市・堺市 平12.10  
新潟市・浜松市・岡山市・相模原市 平17.10  
の国勢調査人口を用いた。

※2 人口（単位：人）は、平成17年国勢調査（確定値）を基に作成している。

※3 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（北九州市の指定からは同政令の一部を改正する政令による。）